

平成27年第5回弘前市教育委員会会議録

日時 平成27年4月7日(火)

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第3号 臨時代理の報告について
(工事請負契約の締結申出について)
報告第4号 臨時代理の報告について
(工事請負契約の締結申出について)
報告第5号 臨時代理の報告について
(弘前市いじめ防止等対策審議会運営規則案について)
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、教育政策課長 鳴海 誠、学校教育推進監兼学校教育改革室
長 櫛引 健、学校企画課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導
課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 鈴木 卓治、弘前図書館長兼
郷土文学館長 土谷 伸夫、博物館長 長谷川 成一、学校企画課技師 櫻庭 和樹

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務
係主事 千葉 秀克

午後2時 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成27年5回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番前田幸子委員と3番佐々木健委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が3件となっております。

・報告第3号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第3号臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）、事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（宇庭芳宏） 報告第3号臨時代理の報告について説明いたします。

平成27年度裾野小学校屋内運動場新築工事（建築工事）請負契約の締結を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

参考資料1枚目の工事内容をお開きください。工事名称は、平成27年度裾野小学校屋内運動場新築工事（建築工事）で、所在は弘前市大字十面沢字轡293番地、構造・階数は鉄骨造平家建一部2階建、面積は947.27平方メートル、内容はアリーナ、ステージ、ギャラリー、控室、器具庫、調整室、男女更衣室、男女便所、多目的便所、玄関、渡り廊下等となっております。なお、設計額は3億790万8000円となっております。

参考資料2枚目の地図をお開きください。左下が裾野小学校の位置図になっており、図面の中ほどの黒塗りの部分が屋内体育館であり、右手の部分が校舎本体ということになります。上面の部分が前面の取り付け道路ということになっております。

参考資料3枚目の建物1階平面図をお開きください。1階部分を横に切った断面図となります。正面にアリーナがあり、右側下の方に渡り廊下を設置して校舎本体と接続する形となっております。

参考資料4枚目の2階平面図をお開きください。ギャラリー等のある部分の断面図となっております。キャットウォークと申しますのは、通常は閉鎖しますが、防球ネット等の開閉用に設けられた構造物でありまして、人ひとりが歩けるようなスペースとなっております。

参考資料5枚目をお開きください。これは建物をそれぞれの方面から見た立面図になっております。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） この調整室というのは、アナウンスとかそういう類の調整室ですか。

○学校企画課長（宇庭芳宏） 音量等の調整と併せまして光量等の調整を主に行う部屋で

あります。

- 1番（九戸眞樹委員） 学校の体育館の地域での使われ方とか何か想定されているものがありますか。
- 教育部長（柴田幸博） 体育館へ直接入れるような構図になっておりますので、学校開放事業として活用可能であります。
- 1番（九戸眞樹委員） お金をかけて立派な施設を作るわけですので、施錠していて使われられないというよりは、できるだけ地域の方が利用できることも考えていただければと思っています。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 報告第3号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第3号は承認されました。

・報告第4号について

- 委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第4号臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）、事務局から説明をお願いします。
- 学校企画課長（宇庭芳宏） 報告第4号臨時代理の報告について説明いたします。

平成27年度自得小学校屋内運動場改築工事（建築工事）請負契約の締結を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

自得小学校の屋内運動場につきましては、平成22年度に実施いたしました耐震診断で震度6強の大地震で倒壊または崩壊する危険性が高いという結果が出ております。その対策につきましては、構造上、耐震補強の施行がきわめて困難であるとか、改築と同等の経費を要するとの報告を受けて、改築すなわち全部解体をいたしまして建て直すということであります。

参考資料1枚目の工事内容について説明いたします。工事名称は、平成27年度自得小学校屋内運動場改築工事（建築工事）であります。所在地は弘前市大字鬼沢字菖蒲沢109番地4、構造・階数は鉄骨造平家建、面積は598.58平方メートル、内容はアリーナ、ステージ、控室、器具庫、調整室、玄関、渡り廊下等となっております。設計額は2億3101万2000円となっております。

参考資料2枚目の地図をお開きください。資料左上が自得小学校の位置図になっており、資料右側の黒塗り部分が今の屋内運動場の部分であります。図面左側から取り付け道路、校舎、屋内運動場、特別教室棟となっております。

参考資料3枚目の平面図をお開きください。自得小学校につきましては、中2階の構造物というのはありません。なお、参考までに申し上げますと、先ほどの報告第3

号の裾野小学校の体育館と比べ面積がやや狭くなっております。これは、現存の敷地内で施工しなければならないという制約があるためであります。バスケットコート分の面積は取れております。しかし、面積の関係上練習はできますが、いわゆる正式な試合をするにはやや狭い敷地となっております。トイレにつきましては、従前のおり渡り廊下を挟んだ校舎のトイレを利用することになりますので、トイレ等の構造物は今回入っておりません。1階の平面図の運動場本体の上の方に玄関とポーチを設けておりますので、学校校舎内の他に地域からも出入りができるような構造となっております。

参考資料4枚目の断面図をお開きください。他の小学校と異なりますのは、ギャラリ一部分がないということが大きな違いになっております。

参考資料5枚目をお開きください。これは建物をそれぞれの方面から見た立面図になっております。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） 既存のトイレをそのまま使うというお話でしたが、今まで使っていたトイレで十分使っていけるものかどうか。設備の状態はいかがでしょうか。
- 学校企画課長（宇庭芳宏） 例えば、学校開放で使うという形になりますと、本来は屋内運動場の施設の中で自己完結することが理想的かと思えます。しかし、現在の場所の中で建て直しをしなければならないという敷地の制約等もあり、こういった形になりました。従いまして、学校開放した時のトイレの利用等につきましては、学校の方と十分調整しながら配慮してまいりたいと思っております。
- 2番（前田幸子委員） 使い勝手がいいように、例えば直せる部分があったら直していけるような余裕のある計画はありませんか。
- 学校企画課長（宇庭芳宏） この敷地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、かなりいっぱいいっぱいというところであります。既存の部分との接続とか運用面という形で考慮したいと思っております。
- 2番（前田幸子委員） 渡り廊下の床もかなり劣化しているので、少し心配な面があります。こっちは新しいけどこっちは古いまま使うというのには心配な部分がありますので、使いながらもダメな部分がありましたら直していただけるようお願いいたします。
- 5番（一戸由佳委員） 以前学校訪問した際、特別教室に行くためにはこの体育館をどうしても通らないと行けないというお話を聞いています。今回また同じ場所を使うということは、体育館が新しくなっても、体育館を通らないと特別教室には行けないということですか。例えば、外側に渡り廊下が付くということではなく、体育館の中を通る必要があるというのは同じですか。
- 学校企画課長（宇庭芳宏） 図面でいいますと、この体育館の上の部分はグラウンドになっておりますが、実はこのグラウンドも非常に狭くなっております。そのため渡り廊下を設けることが困難でありますので、従前と同じような形で体育館を通って特別教室に行ってもらう形になります。

- 教育部長（柴田幸博） 補足いたします。実はこの工事の際、特別教室棟へ行くための仮設の渡り廊下が設置できるか検討してもらいました。しかし、資材を置いたりする関係上非常に厳しいということで、仮設の渡り廊下が設置できないということを学校の方には連絡をしており、了解を得たということでもあります。
- 5番（一戸由佳委員） 子どもたちが、資材や工事車両などにぶつからずに、安全に特別教室まで行くルートというのは、この図面ではどこになりますか。
- 学校企画課技師（櫻庭和樹） 特別教室棟のプール側の方に仮設の玄関を作り仮囲いします。工事範囲には目張りをして、子どもたちは進入禁止という形にいたします。工事に際して誘導員等を配置しまして、特別教室棟の方で授業があるときは、仮囲いルートを兼ねて仮設の新しい玄関から入ってもらうこととなります。
- 5番（一戸由佳委員） 場所についてはわかりましたが、多分屋外を歩いて移動することになると思いますので、雨の時とか傘を持って荷物を持つての配慮ですとか、子どもたちが安全に勉強できるようにお願いします。
- 4番（土居真理委員） 先ほどの裾野小学校と比較して、平米当たりの設計額にずいぶん差があると思います。裾野小学校は2階建てでトイレがあるのに、2階がなくトイレがない自得小学校の方が高いのはどういうことでしょうか。
- 学校企画課技師（櫻庭和樹） 平米単価につきましては、平家建てと2階建てでは、平家建ての方が高くなる傾向にあります。要因としては基礎が2階建てのものは基礎の部分が差し引いてなくなるとか、同じ構造で比較しているわけではありませんので、階数の違いが大きいのではと思っています。
- 4番（土居真理委員） 単価に関してはわかりましたが、水回り、トイレに関してはかなり予算がかかるものと把握していましたが、トイレがないのに高いことの説明をお願いします。
- 学校企画課技師（櫻庭和樹） 自得小学校の改築に伴いまして、既存の校舎に消防設備など、当初付いていなくても認められていたものが、改築に伴い現行の基準に沿った形での改修が必要となり、そちら部分も改修工事を実施しなければならないということが割高になっているのではないかと思います。
- 1番（九戸眞樹委員） 改修に伴い、校舎も一緒に手を入れる必要があるという意味ですね。
- どうしても継ぎ足した校舎というのは、高低差が出やすいので、ユニバーサルを目指す以上は、できるだけ高低差のない、また、スムーズに行けるような校舎づくりを目指していただきたいと思います。この学校は複雑な構成になっていましたので、もし支援を必要とする子どもがいる場合には十分な配慮をお願いしたいと思います。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 報告第4号を承認することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第4号は承認されま

した。

・報告第5号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第5号臨時代理の報告について（弘前市いじめ防止等対策審議会運営規則案について）、事務局から説明をお願いします。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 報告第5号臨時代理の報告について説明いたします。

弘前市いじめ防止等対策審議会の運営について、条例で定めるもののほか、必要な事項を規定するため、規則を制定することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

いじめ防止のための対策を実行的に行う組織に係わる教育委員会の附属機関として、弘前市いじめ防止等対策審議会を設置するに当たり、弘前市附属機関設置条例の一部を改正いたしました。条例におきましては、弘前市いじめ防止等対策審議会の担任する事務、また、委員と構成について定めておりますが、同条例第5条の規定に基づき、弘前市いじめ防止等対策審議会の運営に関して必要な事項を定めるものであります。

それでは弘前市いじめ防止等対策審議会運営規則の内容につきまして説明いたします。第1条では、本規則制定の趣旨について述べております。第2条では、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期について、及び委員が再任にされることについて定めております。第3条では、本審議会に会長及び副会長を1人置くこと、並びに選出方法、職務について定めております。第4条では、会議の招集、定足数、議事に関することなどを定めております。第5条では、審議会に、特別の事項を調査審議させるための調査部会の設置について定めております。本条における特別の事項については、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に定めるいじめの重大事態が発生し、教育委員会が主体となって、調査をする場合を想定しております。また、第3項に定める臨時委員については、重大事態として認知されたいじめの状況により、審議会を構成する委員の専門分野以外に必要なであると認められた場合に、臨時に委員を置くものであります。第6条では、守秘義務について、第7条では、庶務について定めております。第8条では、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。附則としまして、この規則の施行日は平成27年4月1日からとしております。また、本審議会の最初の会議の招集につきましては、第4条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行うこととしております。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 第4条第4項の公開についてただし書きがありますが、いじめに関する事というものは秘密にする必要がある情報が多いのではないかと思います。そうした場合に、公開する、公開しないというのを事前に通知するのか、または当日報告するということになるのか、どういう方法をとって決めるのか教えてください。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 委員が言われるとおり、いじめについては、個人の特定と非常に気を配るべきことが多く私たちも認識しております。ただこの審議会について

は、これまでの各市立学校で発生したいじめについての状況を審議しながら、解決策等を審議していく中で、個人が特定されないような情報の提供等を十分考えていきたいと思えます。一番懸念されるのはやはり、重大事態が発生した場合の、その審議に関わることでありますので、事務局の方で基本的なところで案を作りながら審議会会長と吟味しながら、公開、非公開のことを決めていきたいと考えております。

○2番（前田幸子委員） その辺のところをきちんと吟味して、公開していただけるのであれば差支えないと思えます。

もう1つお聞きします。第5条の調査部会の設置に関するところで、第2項に「審議会の委員の中から教育委員会が任命する」とあるのですが、第三者委員会という形ではなく審議会の委員の中から任命するのか。そして、何名なのか。

また、同条第3項の調査部会の臨時委員は何名なのか。

○学校指導課長（佐藤 忠浩） 審議会の委員につきましては、医療・法律・教育・心理学・児童福祉の5つの分野から5人以内の委員で構成するということになります。ただ、実際の調査部会の人数としましては、3人を基準として考えております。その3人を、そのいじめの状況に応じて必要な分野の委員を選出するということになりますが、今申し上げた5つの分野以外に、必要な分野が出てくることも考えられます。その部分については、臨時の委員を置くということで捉えていただければと思えます。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第5号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第5号は承認されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成27年第5回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時34分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐々木 健